

琉球群島に於ける古賀氏の功績

(其八)

古賀氏の尖閣列島經營は萬事永久の方針なるを以て時期を限りて勞働者を遣送せしむるに於ては徒ら來往の煩雜費用を費すのみならず彼等の技術が漸く熟練し、續に進める頃は既に解僱期に近づけるを以て其不利益を免らざる故に

▲水久野の探險 移住するの極めて利便なるを感じ試みに四十一、五月宮城縣磯岡縣より七並乃至十一歳の貧兒十一名を丁年迄の契約にて雇入れ渡島せしむること、せり但し右の中二名を除く外は凡て不就職見意なるを以て則ち歸郷移住者の一人なる山形縣師範學校卒業生をして之れが教育の任に當らしめ居れりといふ

▲大東島の探險 前記の如く尖閣列島經營のみならず氏は又本縣下附近の無人島遠くは南洋の無人島をも探險して之れが經營を爲すに務め則ち明治二十五年尖閣列島經營の餘暇を以て沖繩開運株式會社所有船大有丸(五百四十噸)を借入れ海産物採取の目的を以て漁夫四十五名を隨へ一ヶ年を支ふべき糧食其他を用意し大東島探險に向へり

該船は己に世人の知れる如く那覇を距ること東方約二百四十海里の洋中にある無人の嶋嶼にして時恰も天候不良行途に寄泊して往航十日を費し漸く大東島に着したるも沿岸水深く測る處數百尋に及び投錨すること能はず加之波濤甚だ高く爲めに徒に漂泊すること一晝夜にして漸く上陸し探險を遂げたる結果同嶋の地勢到底海産物の採取に適せざるを以て終に断念して歸航せり

▲イキマ島の探險 萬國地圖の示す所に依れば宮古島の南東即ち東經百二十五度二十八分北緯二十四度二十三分の處に當りてイキマと稱する嶋ありとの事に明治三十三年五月尖閣列島航行の途次氏は之れが探險を試みんと欲し汽船を迂航せしめて右の地点に達したるも該方面には一小嶋の影だに認むる事能はざりしを以て更に遠く附近を探りしも終に何等の得る所なくして空しく歸り

▲セキビ島の探險 右と同一航海に於てセキビ島の探險を了せり此嶋は尖閣列島の東北六十哩を距る地点に在り探險の結果到底居住に適せざるを認め之れが經營を断念し紀念の爲め一標木を樹立し同行者宮嶋理學士、黒岩恒雨氏の筆を以て標木の兩面に之れを録せりといふ